

## 登録電気工事業者登録簿の謄本交付・閲覧請求について

### 1. 提出書類等

- (1) 登録電気工事業者登録簿の謄本交付請求書または閲覧請求書
- (2) 手数料（請求書に貼り付けて提出してください）

・**謄本の交付：1枚あたり600円**

・**登録簿の閲覧：1回あたり440円** の島根県収入証紙（収入印紙ではないのでご注意を）  
山陰合同銀行（島根県内）で販売しています。

### 2. その他

- ・請求には登録年月日、登録番号の記載が必要です。
- ・請求の際には、登録年月日および登録番号を必ずご記入願います。
- ・請求書について、謄本の交付の場合1事業者あたり1枚、閲覧につきましては、1事業者あたり1枚の請求書提出をお願いします。
- ・謄本が1事業者あたり複数枚にわたる場合、枚数に応じて手数料が発生いたしますので、予めご了承ください。
- ・謄本交付にあたり、郵送を希望される方は、請求書に返信用封筒（郵送料分の切手を貼付の上、郵便番号・住所・宛名を記載）を同封してご提出ください。

### 3. 提出先（持参または簡易書留でご提出ください）

〒690-8501 松江市殿町1番地  
島根県商工労働部産業振興課  
総務企画係  
TEL 0852-22-5486

島根県収入証紙貼付  
(消印はしないこと)  
謄本1枚につき600円  
閲覧1回につき440円

※貼りきれない場合は余白に貼ること

様式第14 (第10条)

## 登録電気工事業者登録簿 謄本交付 (閲覧) 請求書

年 月 日

島根県知事 殿

〒

住 所

ふりがな  
氏名又は名称  
電話番号

電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条の規定により、登録電気工事業者登録簿の謄本交付 (閲覧) を次のとおり申請します。

- 1 謄本交付 (閲覧) を請求しようとする登録電気工事業者の登録の年月日及び登録番号

年 月 日 島根県知事登録第 号

- 2 謄本交付の枚数 (閲覧の回数) 及び手数料の額

請求の区分	内訳	手数料額
謄本交付の枚数	枚×600円	円
閲覧の回数	回×440円	円

※謄本交付・閲覧：1事業者あたり請求書1枚で請求してください

- 3 謄本交付 (閲覧) を請求する理由

- 
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 目的に応じ謄本交付又は閲覧に関する字句を消すこと。